給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款の一部変更について

国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のように変更する。

令和７年３月31日　　国家公務員共済組合連合会職員共済組合代表者
国家公務員共済組合連合会理事長　松元　　崇

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

変　更　後

（掛金及び負担金の額）

第31条　［略］

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
				連合会・職員団体・組合		
長期組合員	39.1/1,000	1.04/1,000	9.24/1,000	39.1/1,000	1.04/1,000	9.24/1,000
短期組合員	39.1/1,000	1.04/1,000	9.24/1,000	39.1/1,000	1.04/1,000	9.24/1,000
任意継続組合員	78.2/1,000	2.08/1,000	18.48/1,000			

２・３　［略］

変　更　前

（掛金及び負担金の額）

第31条　［略］

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
				連合会・職員団体・組合		
長期組合員	39.1/1,000	1.04/1,000	7.90/1,000	39.1/1,000	1.04/1,000	7.90/1,000
短期組合員	39.1/1,000	1.04/1,000	7.90/1,000	39.1/1,000	1.04/1,000	7.90/1,000
任意継続組合員	78.2/1,000	2.08/1,000	15.80/1,000			

２・３　［略］

備考　表中の □ の記載は、注記である。

附　則

１　この変更は、令和７年４月１日から施行する。

２　変更後の第31条第１項の規定は、令和７年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。